

建設工事等指名競争入札の電子入札試行に関する運用について

霧島市 総務部 工事契約検査課

建設工事等の指名競争入札に係る電子入札の試行について、下記のとおり運用しますので、留意のうえ入札に参加してください。

記

1 試行の運用開始時期

平成26年10月以降の建設工事及び建設工事関係の業務委託に係る指名通知分より適用します。原則として、入札参加者の「かごしま県市町村電子入札システム」（以下、「電子入札システム」という。）への利用者登録の状況により、試行対象案件を選定し実施していきます。

2 かごしま県電子入札システムポータルサイトについて

電子入札システムには、インターネット上で「かごしま県市町村電子入札システムポータルサイト」（以下、「ポータルサイト」という。）URL:<http://www.kagoshima-nyusatsu.jp/> からアクセスします。

ポータルサイトには、建設工事等の入札参加者に関する2つの入口があります。

(1) 電子入札システム（工事・委託）

電子入札システムの利用者登録や電子入札の各種手続きを行うための入口です。操作を行うためにはICカードが必要になります。

※システムの初期設定については、ポータルサイト初期画面の「システムの設定」を、操作方法等については、「操作手引書等」に従い、作業を進めてください。

(2) 入札情報サービス（工事・委託）

県内の各自治体が、入札案件の公開・閲覧を目的として登録しているサイトです。インターネット環境があれば、どなたでも閲覧できます。（ICカードは不要です。）

本市では、従前より条件付一般競争入札の公告や閲覧図書等を公開しています。電子入札で実施する指名競争入札については、閲覧図書等を掲載します。（詳しくは4 閲覧図書等を参照してください。）

また、電子入札案件の入札結果についても、落札決定後に公開しています。

3 指名通知書の送付

① 原則として、毎週水曜日の午前中に電子入札システムにより指名通知書を送付します。

ただし、祝日その他の事情により通知日が前後することもありますので、電子入札システム又は電子メールを随時、確認してください。

（※注意：電子メールは、システム利用者登録時に登録されたメールアドレスに自動送信されます。アドレス登録を間違っていると受信されませんので、注意してください。）

- ② 指名通知書の送付を確認したら、必ず「受領確認書」をシステム上で提出してください。
(※注意：受領確認書の提出がないと、発注者側システムが指名通知書を「未受領」として表示します。この場合、入札参加の意思がないものとして判断されることもありますので、注意してください。)
- ③ 指名通知書受領後には、必ず記載内容を確認してください。

4 閲覧図書等

- ① 原則として、次の閲覧図書等を入札情報サービスの「案件情報」のページに添付ファイルとして掲載します。指名通知書受領後には、必ず閲覧等を行ってください。
 - ・入札説明書（入札条件）
 - ・特記仕様書、現場説明書、共通仕様書 等
 - ・閲覧設計書、業務委託内容書 等
 - ・図面（ただし、1ファイル1メガバイト以内に格納できるデータ量のものに限る。これ以外のものは、発注課にて閲覧に供します。）
- ② 上記の閲覧図書等のデータファイルには、パスワードを設定します。パスワードは指名通知書に記載されていますので、指名通知書を確認のうえパスワードを入力し、閲覧を行ってください。
- ③ 上記の閲覧図書等は、原則として発注課での閲覧には供しません。ただし、図面等が鮮明でない等、支障がある場合は、発注課にご相談ください。

5 設計図書等に係る質問及び回答

- ① 設計図書等についての質問方法については、各発注案件の入札説明書（入札条件）を参照し、質問がある場合は、設定された期限内に質問書を提出してください。
- ② 回答については、設定された期限内に、入札情報サービスの案件情報に添付ファイルとして「質疑回答書」を掲載します（閲覧図書等の添付場所と同じ）。回答期限時には、「質疑回答書」の有無について確認をお願いします。

6 入札書の提出

- ① 本市では、質疑回答期限後に入札書受付期間を設定します。期間内に入札書をシステム上で提出してください。また、工事において工事費内訳書が求められている入札案件については、必ず「内訳書追加」処理を実行してください。
- ② 電子入札システムでは、同額の落札対象者が複数いる場合、電子くじにより抽選を行います。入札書作成時に3桁のくじ番号を任意で設定してください。
- ③ 入札書の提出後、システム上で入札書受信確認通知が発行されますので確認してください。
(※注意：提出済の入札書は、書き換え又は引き換えはできません。工事費内訳書についても同様ですので、提出前にいま一度確認してください。)

7 入札の辞退

- ① 入札を辞退する場合は、入札書受付期間内にシステム上で入札辞退届の処理を行ってください。

- ② 入札書提出後に辞退する場合は、必ず開札予定日時までに電子入札担当課（工事契約検査課）に連絡のうえ、書面により入札辞退届を提出してください。（辞退届の標準様式は、本市ホームページに掲載しています。）

《掲載場所》 ホーム＞市政情報＞入札＞霧島市建設工事等条件付一般競争（郵便・電子）
入札申請書様式

8 再入札について

- ① 予定価格を事前公表としている入札案件については、原則として再入札はありません。事後公表としている入札案件については、2回入札（再入札）までとします。
- ② 再入札となった場合は、1回目開札後にシステム上で再入札通知書を送付します。再入札開札日時、再入札書受付期間については、1回目開札後に決定しますので、通知書を確認してください。
- ③ 再入札の場合も、電子くじ番号を設定してください。

9 落札決定の通知

- ① 入札結果については、落札決定後にシステム上で落札者決定通知書を送付します。
また、同日の入札が全て終了した時点で、入札情報サービス（工事・委託）の「入札結果」のページにて公開します。
- ② 落札者は、落札決定通知後に発注課と契約手続き等について協議してください。
また、契約保証用の入札執行結果表についても発注課の方で準備しますが、システム設定の都合により多少時間がかかりますのでご了承ください。

（※次頁に続く）

電子入札案件の紙入札参加について

電子入札案件での紙入札による入札参加方法等は次のとおりです。

(1) 電子入札システム利用者登録済の入札参加者の場合

- ① ICカードの期限切れやパソコンやシステム環境の不具合などにより、システム上で入札手続が行えない場合は、電子入札担当課（工事契約検査課）に「紙入札参加申請書」を書面により提出してください。提出期限は、入札書受付期間終了日の前日までです。
- ② 入札書は、入札会場を設定し行う通常の入札と同様に、書面による入札書を閉封し、電子入札担当課（工事契約検査課）に提出してください。（工事費内訳書が求められている場合は、同封すること。）提出期間は、電子入札の入札書受付期間と同じです。
（※注意：書面によるものは、必ず押印が必要です。）

(2) 電子入札システム利用者登録のない入札参加者の場合

- ① 指名通知については、従来どおり発注課が電話連絡又は郵送します。ただし、設計図書等の閲覧については、**4 閲覧図書等** のとおりです。
- ② 入札書の提出方法については、上記の（1）の②と同様です。

(3) 入札結果の通知について

入札結果については、紙入札参加者には落札決定後に電話（又はFAX）で連絡します。また、同日の入札が全て終了した時点で、入札情報サービス（工事・委託）の「入札結果」のページにて公開しますので、そちらもご確認ください。

(4) 再入札の取扱いについて

予定価格を事後公表としている入札案件について、再入札となった場合は、紙入札参加者には1回目入札の開札後に電話（又はFAX）で連絡します。

原則として、再入札日は翌日を予定していますが、再入札書の受付期間にあまり余裕がありませんので、1回目入札の開札終了予定時刻（開始時刻より約15分後）には必ず連絡の取れる体制にしてください。

再入札書の提出方法については、上記の（1）の②と同様ですが、入札書には「再」の文字を忘れずに記入してください。